平成２１年（フ）第１４３号
茨城県取手市下高井1090番地33
債務者　三輪まさ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
茨城県取手市井野3471番地１
債務者　倉持　　豊
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地１　８棟104号室
債務者　黒田　浩央
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
茨城県牛久市栄町３丁目105番地
債務者　町田のり子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
茨城県龍ケ崎市緑町127番地
債務者　川田　路子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
山梨県中央市布施3232番地１　布施住宅　南C
債務者　佐々木妙子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
長崎県長崎市中里町1335番地264
債務者　渡邊ミサ子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2006番地16
債務者　甲斐　　綾（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６８号
宮崎県延岡市宮長町173番地１
債務者　黒田寿美代
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６９号
宮崎県延岡市妙見町3878番地234
債務者　西村　明美（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６９８号
名古屋市東区東桜２丁目９番32号　ライフステージ高岳７Ｂ号
債務者　山部　順二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７号
三重県津市一身田中野485番地
債務者　山口あゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６７号
三重県亀山市井田川町40番地、前住所三重県津市河芸町上野28番地３　サンハイム千里105
債務者　寺口眞理子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８４号
三重県津市藤方2655番地２
債務者　紀平登志子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３３号
三重県名張市桔梗が丘西６番町１街区35番地
債務者　山田奈津子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２２６号
滋賀県近江八幡市若宮町177番地
債務者　南　　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２３６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字林102番地
債務者　奥村　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部